

# 内子町耐震改修促進計画

平成20年3月

平成23年3月改正

平成24年3月改正

平成30年3月改正

平成31年3月改正

令和2年3月改正

## 目 次

<b>第 1 基本方針</b>	…P. 1
1 目的	
2 予防対策の推進	
3 応急対策の推進	
<b>第 2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等</b>	…P. 3
1 地形・地質	
2 想定される地震	
3 想定される被害の状況	
<b>第 3 耐震化の現状</b>	…P. 6
1 住宅	
2 多数の者が利用する建築物等	
<b>第 4 耐震化の目標</b>	…P. 7
1 減災対策の効果	
2 目標の設定	
<b>第 5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</b>	…P. 9
1 住宅及び建築物の所有者等、県、市町の役割等	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	
4 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項	
5 要安全確認計画記載建築物に関する事項	
6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	
7 地震時の総合的な安全対策に関する事項	
8 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
<b>第 6 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及</b>	…P. 12
1 地震ハザードマップについて	
2 相談体制の整備及び情報提供について	
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	
4 自主防災組織等との連携	

第7 「被災建築物応急危険度判定」の実施計画	…P. 13
第8 実施期間	…P. 15
第9 計画の見直し	…P. 15

## 第1 基本方針

### 1 目的

内子町耐震改修促進計画（以下「町計画」という。）は、愛媛県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）並びに「内子町地域防災計画」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、地震災害に対する予防対策及び地震発生時における応急対策の促進を目的とする。

#### (1) 予防対策

町内の住宅及び建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能の把握を目的とした耐震診断と、その結果に基づく耐震改修を促進することによって、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して住民の生命及び財産の保護を図る。

#### (2) 応急対策

被災した住宅及び建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。

### 2 予防対策の推進

町内のストックの状況及び被害が生じた際の利用者及び周辺への影響を鑑み、耐震化の促進を図る住宅及び建築物は次のものとし、法の積極的運用及び国庫補助事業等の活用により推進を図る。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準の住宅

(2) 法第14条第1号から第3号に掲げる建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準のもの（以下「特定建築物」という。）（【表1-1】のとおり）

法第14条第1号：多数の者が利用する建築物

法第14条第2号：危険物を貯蔵又は処理する用途に供する建築物

法第14条第3号：県計画及び町計画に記載された道路の沿道建築物（第5第6項関係）

なお、次に掲げる建築物については、重点的に耐震化の推進を図るものとする。

(1) 木造戸建て住宅

(2) 法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（第5第4項関係）

(3) 法第5条第3項第1号の規定により県計画に記載する要安全確認計画記載建築物（第5第5項関係）

### 3 応急対策の推進

応急対策は、県計画に定めるもののほか、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアルに基づき県、市町及び「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」（以下「協議会」という。）が迅速かつ的確に実施するものとする。

【表1-1】特定建築物一覧

号	NO	用途	特定建築物の規模要件
1号	1	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	2	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	3	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	4	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	劇場、観覧場、映画場、演劇場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	14	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	16	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	17	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	24	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	25	郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

## 第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

### 1 地形・地質

内子町は、愛媛県のほぼ中央に位置し、町の中央部を一級河川・肱川の支流である小田川が流れている。内子町の地質は、中央構造線の南側の西南日本外帯に属し、その中の三波川帯、秩父累帯にまたがっている。本町のうち内子、五十崎地区が属する三波川帯は、白亜紀の高圧変成岩類からなる地質体で、塩基性（緑色）片岩及び泥質（黒色）片岩が広く分布する。また南部には斑れい岩質岩石が特徴的に分布するゾーンがあり御荷鉾緑色岩類と称されている。本町のうち小田地区が属する秩父累帯は、ジュラ紀の付加体堆積岩類からなる地質体で、ほとんどが粘板岩・砂岩及びそれらの互層によって占められ、輝緑凝灰岩、チャート、石灰岩が散在する。

### 2 想定される地震

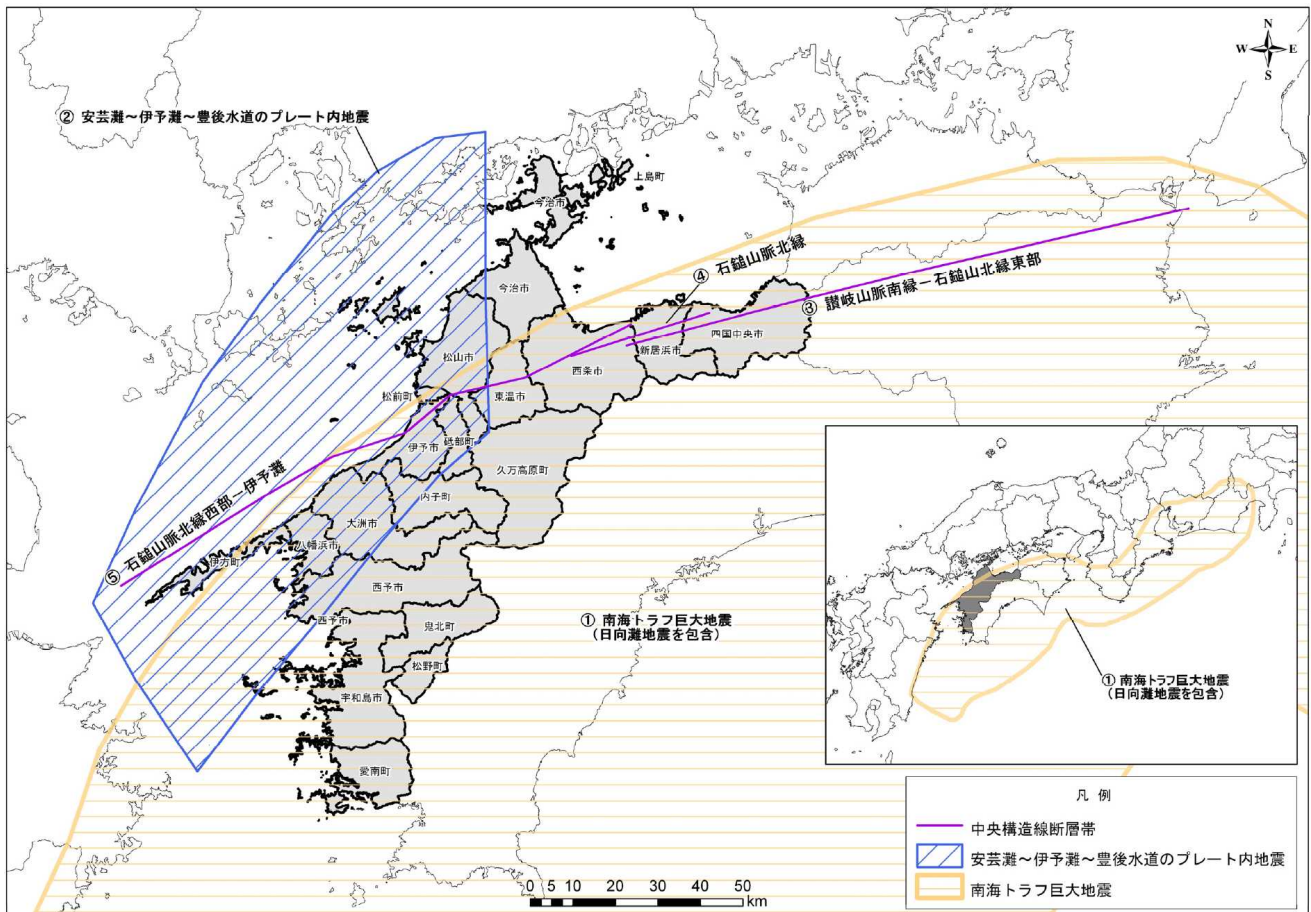
愛媛県においては、南海トラフを震源域とする南海地震が有史以来 100 年から 150 年間隔で発生しているほか、伊予灘・日向灘周辺では過去に大規模な地震が発生している。また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯は、国内最大規模の断層であることから、中央構造線断層帯での地震にも留意する必要がある。このことから、愛媛県地域防災計画では、想定する地震を【表 2-1】及び【図 2-1】としている。

【表2-1】 想定地震

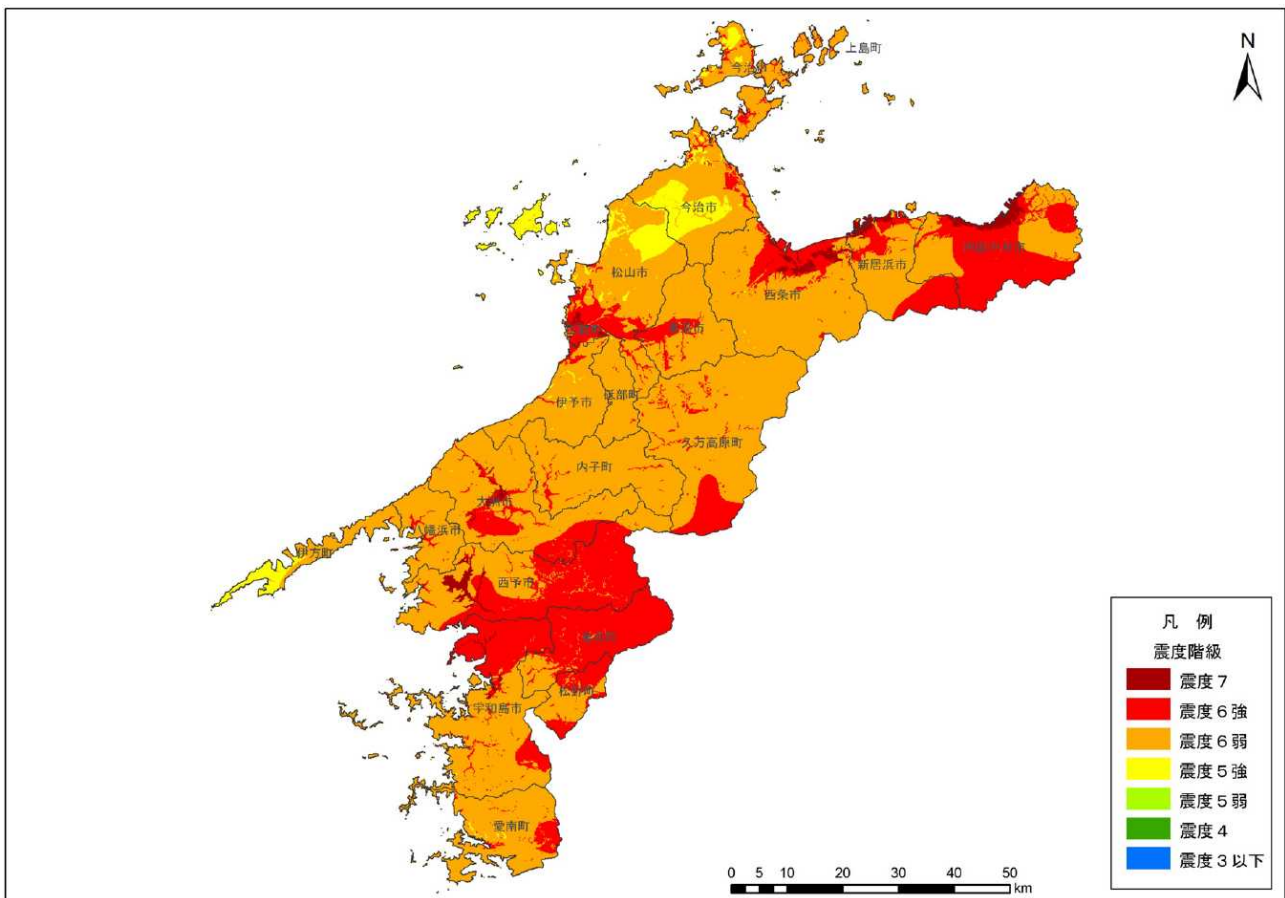
種類	名称	マグニチュード	地震動
海溝型地震	①南海トラフ巨大地震	9.0	一部を除く県全域で震度6弱以上になり、低地では震度6強以上となると想定される。特に、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、松前町、伊方町、鬼北町、愛南町の平野部の一部で、震度7になると想定される。 (内子6強)
	②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース）	7.4	松山市、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、松前町、伊方町の低地で震度6弱以上になり、特に、松山市の一部では震度6強になると想定される。 (内子5強)
	②' 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側ケース）		松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、松前町、伊方町、愛南町の低地で震度6弱以上になる、特に、八幡浜市、西予市、伊方町の一部では震度6強になると想定される。 (内子5強)

内陸型地震	③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	8.0	松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町の低地において広い範囲で震度6弱以上になり、特に、新居浜市、四国中央市の一部では、震度7になると想定される。(内子4)
	④石鎚山脈北縁の地震	7.3	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市の低地は震度6弱以上になり、特に、新居浜市の一部は震度7になると想定される。(内子4)
	⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震	8.0	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町で震度6弱以上になり、特に、西条市、伊方町の一部では震度7になると想定される。(内子6弱)

【図2-1】 想定地震の発生領域



【図 2-2】 南海トラフ巨大地震の震度分布



### 3 想定される被害の状況

前述の想定地震のうち、最も大きな被害が想定される「南海トラフ巨大地震」（陸側ケース）の被害想定は次の【表 2-2】のとおり。

【表 2-2】 被害想定結果

		揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	津波 (棟)	地震火災 焼失棟数 (棟)	合計 (棟)
愛媛県 (全体)	全壊	107,554	10,642	662	27,413	97,357	243,628
	半壊	128,773	14,382	1,544	18,193		162,892
内子町	全壊	1,333	65	37	0	438	1,873
	半壊	3,994	107	86	0		4,187



### 第3 耐震化の現状

#### 1 住宅

平成 20 年度税務家屋台帳によると、居住世帯のある住宅約 1 万 1 千 1 百戸のうち、昭和 55 年以前に建築された住宅は約 7 千 5 百戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、町内の住宅の耐震化の状況は約 44.1%と、全国平均（約 75%）を下回る水準であった。

平成 29 年度税務家屋台帳によると、居住世帯のある住宅約 1 万 1 千 2 百戸のうち、昭和 55 年以前に建築された住宅は約 7 千 2 百戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、町内における住宅の耐震化率の状況は【表 3-1】のとおりであり、約 48.6%と、全国平均（約 82%）を下回る水準となっている。

【表 3-1】住宅の耐震化の推計（平成 28 年度）

区分	昭和 56 年 以降の住宅 ①	昭和 55 年以前の 住宅②		住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③				
木造戸建	3,639	6,890		10,529	4,801	45.6%
		1,162				
共同住宅等	400	301		701	657	93.7%
		257				
合計	4,039	7,191		11,230	5,458	48.6%
		1,419				

#### 2 多数の者が利用する建築物等

平成 18 年度に実施した建築物の状況調査の結果によると、町内における法第 14 条第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物等」という。）の耐震化の状況は、全体の 76 棟のうち昭和 56 年 5 月以前に建築されたものは 40 棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは 1 棟と、2 割程度に過ぎず、昭和 56 年 6 月以降に建築された 36 棟と合わせて、耐震性があるとされるものは 37 棟、耐震化率は 48.7%と全国平均（約 75%）を下回っていた。

なお、平成 28 年度末時点における、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は【表 3-2】及び【表 3-3】のとおりであり、全体の 73 棟のうち昭和 56 年 5 月以前に建築されたものは 31 棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは 10 棟と約 3 割程度であり、耐震化はある程度進んでいるものの、耐震化率は 71.2%に留まっている。町内の法第 14 条第 1 号に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）に限っては、耐震化率は 86.0%と、全国平均（約 85%）を上回る水準となっている。

【表3-2】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（平成28年度）

区分	昭和56年6月以降の建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の建築物棟数②		建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③				
法第14条第1号	33	17		50	43	86.0%
		10				
法第14条第2号	9	14		23	9	39.1%
		0				
合計	42	31		73	52	71.2%
		10				

【表3-3】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（所有者別）（平成28年度）

区分	昭和56年6月以降の建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の建築物棟数②		建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③				
公共	19	13		32	29	90.6%
		10				
民間	23	18		41	23	56.1%
		0				
合計	42	31		73	52	71.2%
		10				

## 第4 耐震化の目標

### 1 減災対策の効果

減災効果がある防災への取組は多数あるが、愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）では、県内で人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震（陸側ケース）を例とし、今後の防災への取組がどの程度の減災効果を及ぼすかを試算している。（想定シーンは、人的被害以外を冬18時強風、人的被害を冬深夜強風）

#### （1）住宅及び建築物の耐震性の強化

町内の住宅の耐震化率は、現状（平成29年度）で約48.6%となっている。旧耐震基準の住宅及び建築物が、建て替えや耐震化により全て耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は107,554棟から10,831棟に軽減され、約10分の1となる。さらに、耐震化を行えば、住宅及び建築物の倒壊による火気器具・電熱器具からの出火を防ぐことができるほか、倒壊して自力脱出が困難となることや、延焼拡大時に避難路を防ぎ避難を困難となることも防ぐことができることから、倒壊・火災による死者数は7,431人から401人に軽減され、約19分の1となる。

加えて、住宅及び建築物の被害が減ることにより、地震後も自宅に留まることが可能となり、1日後の避難所における避難者も277,786人から173,755人に軽減され、約5分の3となる。

## (2) 家具等の転倒・落下防止対策の強化

全国の家具等の転倒・落下防止対策実施率である約 26.2%を基に被害を想定し、この実施率を 100%にすることで、死者数は 364 人から 99 人に軽減され、約 7 分の 2 となる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となることから、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要となる。

## 2 目標の設定

南海トラフ巨大地震が発生すれば、これまでに経験したことがない規模の被害を受けることとなるが、耐震化や早期避難等、対策を講じることによって被害は激減することを十分理解し、平時からしっかりと備えることが必要である。

また、施設等や経済的な被害については、被害ゼロを目標にすることは現実的でなく、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう各々が対応できることを見極め備えておくことが重要である。

このことから、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化における目標は、現在の耐震化の状況を鑑みて【表 3-4】のとおりとする。

【表3-4】住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

区分	計画策定時 (平成 19 年度)	現状 (平成 28 年度)	耐震化の目標 (平成 32 年度末)
住宅 総数	11,155 戸	11,230 戸	11,263 戸
うち耐震性有	4,921 戸 (44.1%)	5,458 戸 (48.6%)	10,137 戸 (90.0%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	6,234 戸 (55.9%)	5,772 戸 (51.4%)	1,126 戸 (10.0%)
区分	計画策定時 (平成 18 年度)	現状 (平成 28 年度)	耐震化の目標 (平成 32 年度末)
法第 14 条第 1 号 総数	49 棟	50 棟	50 棟
うち耐震性有	26 棟 (53.1%)	43 棟 (86.0%)	45 棟 (90.0%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	23 棟 (46.9%)	7 棟 (14.0%)	5 棟 (10.0%)

住宅の耐震化率については、将来の既存住宅の滅失及び新規住宅建設の推移や耐震診断結果及び耐震改修実績による既存住宅の耐震性能確保戸数の推計、また、耐震改修実績から推計する今後の施策効果等を踏まえ、現状の耐震化率約 48.6%を平成 32 年度末には 90%とすることを目標とする。

また、多数の者が利用する建築物については、現状の耐震化率 86.0%を平成 32 年度末には 90%とすることを目標とする。

これらの目標の達成には、耐震改修、改築、除却等の方法により耐震化の推進が望まれる。

特に、多数の者が利用する建築物のうち、学校、病院、庁舎等については、地震災害が発生した場合において避難場所になるなど、防災上重要な公共的建築物であるが、現況の耐震化率は【表 3-5】 1 から 3 のとおりとなっている。また、公営住宅の現況の耐震化率は【表 3-5】 の 4 のとおりとなっている。

【表3-5】 法第14条第1号のうち各用途別公共的建築物の耐震化の現状（棟ベース）

施設名	計画策定時 (平成 18 年度)	現状 (平成 28 年度)
1 学校	22.2%	87.5%
2 病院	100.0%	100.0%
3 庁舎、公益上必要な建築物	50.0%	83.3%
4 公営住宅	75.0%	100.0%

## 第5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 住宅及び建築物の所有者等、町の役割等

住宅及び建築物の所有者等、町の役割等については、次のとおりとする。

#### (1) 住宅及び建築物の所有者等（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）の役割

住宅及び建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であり、まずは住宅・建築物の所有者等が、それを自らの問題、地域の問題として認識し取り組むことが不可欠である。

#### (2) 町の役割

町は、住民にもっとも身近な行政主体として、住宅及び建築物の計画的な耐震化を推進するため、「町計画」に、地域の実情に応じた施策を定めることとし、必要に応じて、耐震診断、耐震改修等に対する助成を行い、耐震化を推進する。

また、自主防災組織や地域住民と連携した取組みの展開が期待される。加えて、町が管理する施設について、計画的に耐震化を進め、自ら耐震性の確保に努めることとする。

#### (3) 県、市町及び協議会の連携

協議会の構成員である県、市町及び建築関係団体等は、「町計画」の実施にあたっては、連絡調整を図りながら協力して効果的な推進を図るものとする。

### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

#### (1) 住宅の耐震化の促進について

- 町は、国庫補助事業等を活用して、耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行うとともに、別に定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（県及び市町共同策定）に基づく取組みを実施し、住宅の耐震化を推進する。

(2) 建築物の耐震化の促進について

- ・ 町は、県計画及び町計画に位置付けられた特定建築物について、国庫補助事業等を活用し、耐震化を促進する。
- ・ 町は、国庫補助事業等を活用して、法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断及び耐震改修等に対して助成を行い、耐震化を推進する。

### 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 住まいの地震対策講座・戸別訪問

町は、住宅の地震対策、住民の防災意識向上のために自主防災研修会、自治会等に出向き、過去の地震被害のことや住宅の耐震診断及び耐震補強工事の方法等の住まいの地震対策について講習を実施するとともに、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、建築関係団体等と連携し、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性等について直接説明を行う。

### 4 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

(1) 耐震診断の義務

法附則第3条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。

また、耐震診断の結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を行うように努める。

要緊急安全確認大規模建築物

- 内子町立天神小学校（耐震改修済）
- 内子町立内子小学校（耐震改修済）

(2) 耐震診断の結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果については、インターネット等によって公表されている。

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/taishin/kouhyou.html>

### 5 要安全確認計画記載建築物に関する事項

(1) 指定及び耐震診断の義務

愛媛県地域防災計画では、災害対策拠点・交通拠点・災害拠点病院等の災害対応を円滑に実施するための交通輸送路として緊急輸送道路を定めているが、この緊急輸送道路については、発災後、計画的に交通輸送を確保（啓開）するために策定している「愛媛県道路啓開計画」において、連絡する施設の災害対応の重要度に応じて、ステップⅠ・Ⅱ・Ⅲの三段階で啓開する順番を定めている。

上記、道路啓開計画において、早期に啓開される路線に接続する施設は、当然、災害時の支援や救援の指揮系統において重要となる施設であり、交通輸送が確保されたとしても、施設が損傷すれば災害対応に多大な影響を与えることから、地震に対する安全性を確保する必要がある。

このことから、道路啓開計画のステップⅠ及びⅡで啓開される路線で結ばれる次に掲げる用途の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして令第3条に規定する建築物に限るものとし、要緊急安全確認大規模建築物であるものを含むものとする。）を、法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物に指定し、その所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、耐震診断の結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を行うように努める。

#### 要安全確認計画記載建築物

- 内子町役場本庁舎（耐震改修済）
- 内子町役場内子分庁舎（耐震改修済）
- 内子消防署（耐震改修済）

#### (2) 耐震診断の結果の公表

要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果について、インターネット等により公表する。

## 6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

緊急輸送道路は、主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路等である一次緊急輸送道路と一次緊急輸送道路を補完する道路である二次緊急輸送道路に分けられるが、これら一次緊急輸送道路及び二次緊急輸送道路は、沿道の建築物が地震によって倒壊することにより、交通輸送が妨げられ、町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難となること等を防止する必要があることから、法第5条第3項第3号に基づく道路に指定し、沿道建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

【表 6-1】 緊急輸送道路一覧

指定区分	管理区分	道 路 名	区 間
第一次緊急輸送道路	西日本高速道路(株)	四国縦貫自動車道 (松山自動車道)	徳島県境～川之江 JCT～大洲 IC
	国	一般国道 56号	高知県境～松山市二番町4丁目
	県	一般国道 379号	砥部町大南～内子町吉野川
	県	一般国道 380号	内子町寺村～久万高原町露峰
	県	主要地方道 肱川公園線	内子町平岡～内子町知清
第二次緊急輸送道路	県	一般国道 379号	内子町吉野川～内子町内子
	県	主要地方道 内子河辺野村線	内子町五十崎～大洲市河辺町植松
	県	一般県道 鳥首五十崎線	大洲市成能～内子町五十崎

## 7 地震時の総合的な安全対策に関する事項

### (1) 家具の転倒対策

町は愛媛県と連携し、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等、家

庭における防災対策に関する知識等を周知、啓発する。

(2) 窓ガラス・天井・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止

町は愛媛県と連携し、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス・落下危険物等の飛散・落下、天井崩落の危険性のある建築物の所有者等に対し、事故の防止及び安全対策等を周知、啓発する。

(3) ブロック塀の倒壊・自動販売機の転倒防止

地震によりブロック塀が崩壊した場合、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、町は愛媛県と連携し、ブロック塀の設置者又は管理者に対し、安全なブロック塀の築造方法、既存ブロック塀の補強方法及びフェンスや生垣への転換等について周知、啓発を行うこととし、次に定める災害時の重要な避難路等については、ブロック塀の安全確保を推進することとする。

また、同様に自動販売機についても、安全な設置方法について、周知、啓発する。

①緊急輸送道路

地震等災害発生後に、救助活動の円滑な実施や物資輸送の確保を行ううえで重要な道路

【表6-1】

②避難路

(1) 内子町地域防災計画において指定されている避難路

(2) 住宅や事業所等から指定緊急避難場所<sup>\*1</sup>又は指定避難所<sup>\*2</sup>等へ至る道

③通学路

各学校が、幼児や児童等が通園又は通学の際の安全の確保と、教育的環境維持のために指定している道路

④大規模な災害が発生した場合において、その利用を確保することが重要な施設の沿道及び境界に接する部分

町内の防災拠点となる施設の敷地の沿道及び境界に接する部分

庁舎、消防署、警察署、病院など、大地震時等に防災拠点等となる施設の敷地の沿道及び境界に接する部分

(イ) 庁舎

内子町役場本庁、内子町役場内子分庁、内子町役場小田支所

(ロ) 消防署

内子消防署、内子消防署小田出張所

(ハ) 警察署

大洲警察署内子交番

(ニ) 病院

加戸病院、済生会小田診療所、土居内科外科医院

指定避難所の敷地の沿道及び境界に接する部分

内子町地域防災計画において指定されている避難所の敷地の沿道及び境界に接する部分

※1：災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項に規定する市町長が指定する指定緊急避難場所をいう。

※2：災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項に規定する市町長が指定する指定避難所をいう。

## 8 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や、造成された宅地の崩壊防止対策を推進する。

### (1) がけ地近接等危険住宅移転事業

町は、危険ながけ付近に建築された住宅の所有者等に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知・啓発を行い、移転等を促進する。

### (2) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

大規模地震等により宅地が被害を受け、緊急輸送道路を閉塞させるなどの土砂災害を起すおそれ認められる場合は、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」の活用を検討する。

## 第6 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### 1 地震ハザードマップについて

本町では、想定できる地震が発生した場合の人的被害や建物倒壊被害、火災被害などについて予測を行い、地震による地域の危険性を事前に把握するとともに、今後の防災対策の推進に反映させることを目的に、「愛媛県地震被害想定調査」に基づき、内子町地震防災マップを作成している。

また、「愛媛県地震被害想定調査」では、想定地震動による想定震度分布図などがインターネットによって公開されている。

内子町地震防災マップ

<https://www.town.uchiko.ehime.jp/site/bousai/jisinbousai.html>

愛媛県地震被害想定調査結果（第一次報告）（平成25年6月10日）

<http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei24.html>

愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）（平成25年12月26日）

<http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>

### 2 相談体制の整備及び情報提供について

#### (1) 法の普及・啓発

本町は、建築技術者や建築物の所有者等に対し、法の周知に努めるとともに、既存建築物の耐震診断と改修に関する普及・啓発に努めることとする。

#### (2) 相談窓口の設置

本町は、既存建築物の耐震診断と改修について、住民に正しい情報を提供するため、相談窓口



を開設することとする。

### 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム相談の機会などを活用し、リフォーム時における耐震改修の誘導に努める。

### 4 自主防災組織等との連携

地域防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、平時から、災害に対して十分な備えを行うとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう、自主防災組織の活動を促進し、育成に努める。

## 第7 「被災建築物応急危険度判定」の実施計画

### (1) 目的

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

### (2) 定義

この実施計画において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

#### ①被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定、表示等を行うことをいう。

#### ②応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務に従事する者として、各都道府県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

#### ③応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関係団体等に属する者をいう。

### (3) 震前対策

#### ① 町は、判定の的確な実施を図るため、実施計画、判定実施本部業務マニュアルにおいて次の事項を定めるものとする。

(イ) 判定実施の決定

(ロ) 判定実施本部の設置

(ハ) 判定の実施に関する県との連絡調整等

(ニ) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(ホ) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等

(ヘ) 県に対する支援要請に関する事項

(ト) 判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

- (チ) 判定資機材の調達、備蓄
  - (リ) その他必要な事項
- ② 町は、県と協力して、所定の判定用資機材を備蓄するものとする。

(4) 判定実施の事前準備

- ① 町は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、災害対策本部や避難所等の優先的に判定を実施する必要のある施設、区域及び判定対象建築物の基準を整備しておくものとする。
- ② 町は判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(5) 判定の実施

- ① 町は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断した時は判定の実施を決定し、直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- ② 町は、判定の実施のための支援を県に要請することができる。
- ③ 町及び県は、判定の実施を決定した場合は、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- ⑤ 町は、所定の判定用資機材が不足する場合は、県に調達を要請するものとする。

(6) 町と県間の連絡調整等

- ① 町は、判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。
- ② 判定実施本部は、県が判定支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

(7) その他

- ① 町及び県と建築関係団体等は、協議会を通じ情報交換を行い、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。
- ② 町は、この実施計画を常に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- ③ この実施計画の施行に関し必要な事項は、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアル等に定める。

## 第8 実施期間

平成30年度から平成32年度を重点実施期間とし、進捗状況を勘案しながら継続して実施するものとする。

## 第9 計画の見直し

町計画は随時、耐震化の状況や目標、施策などを見直すこととする。また、重点実施期

間経過後は、計画の実施状況等に関する評価を行い、必要に応じて見直すこととする。

附則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

なお、「内子町既存建築物耐震改修促進実施計画」（平成18年1月31日制定）については、平成20年3月31日をもって廃止する。

附則

この計画は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この計画は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この計画は、令和2年4月1日から施行する。